

韓国知的財産ニュース 2014 年 4 月前期

(No. 268)

発行年月日：2014 年 4 月 28 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、4 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 薬事法改正立法予告 (3. 21)
- 1-2 2014 年度 国家知識財産施行計画(案)が発表 (3. 21)

関係機関の動き

- 2-1 創造経済の拡大に向け特許庁と傘下機関が足並みをそろえる (4. 1)
- 2-2 KIPO、国際デザイン出願に関するヘーグ協定の加入書を寄託 (4. 2)
- 2-3 特許審査官、中小企業の現場に (4. 3)
- 2-4 2014 年第 1 四半期における知的財産権の動向 (4. 3)
- 2-5 農林畜産食品部と韓国特許庁が了解覚書を締結 (4. 4)
- 2-6 KIPRIS から海外デザイン情報を新規提供 (4. 9)
- 2-7 「2013 年国家特許戦略の青写真に関する最終報告書」が発刊 (4. 11)
- 2-8 KIPO、2014 年上半期の商標政策動向セミナーを開催 (4. 14)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 ノキア、迂回訴訟戦略でパテントトロールに変身 (4. 8)

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 技術評価を民間主導で取組む (4. 10)
- 5-2 KEIT、コア素材技術の特許動向調査を実施 (4. 13)
- 5-3 LGD、257 件の特許所有権を無償で移転 (4. 14)

法律、制度関連

1-1 薬事法改正立法予告

食品医薬品安全処(2014.3.21)

1. 改正理由

2007年締結された韓米FTAにより、特許の存続期間の間、オリジナル医薬品の安全性・有効性に関する資料を根拠に品目許可を申請した医薬品の市販を防止するための措置を設け、医薬品開発の動機を付与するために、特許挑戦に成功した最初の許可申請者に一定期間、他人の市販を制限することができる制度を導入すると同時に、医薬品通信販売仲介及び公告行為の禁止根拠を設け、不正・不良医薬品の製造・輸入者に対し、売上額100分の5以下を過料で賦課することができるように改善し、処罰の実効性を引き上げる等、運営上あらわれた一部の問題点を改善・補完する改正である。

2. 主要内容

イ. 医薬許可特許連携による後発医薬品販売制限及び優先販売品目許可制度等の導入(案第2条第18号、第42条、第50条の2から第50条の16まで、第69条第1項第1号、第76条、第82条第2項第2号の2から第2号の4まで、第87条、第92条の3から第92条の5まで、第95条第1項第9号の2、第97条の2
後発医薬品に対する販売制限措置の要件、判断基準及び消滅自由等と優先販売品目許可の要件、消滅等に関する規定等を設け、医薬品許可特許連携制度に関する審判、最新及び審決等に関する規定を設けた。

ロ. 医薬品通信販売中継及び公告行為禁止根拠の設定(案第44条、第47条、第69条第1項第4号、第90条、第95条第1項第8号、第98条)

通信販売業者が医薬品を販売する場合は、処罰が可能であるのと違って、通信販売業者に販売空間を提供した仲介業者や通信販売業者が不法的に医薬品を販売していることを公告する第三者に対しては処罰が困難なため、制裁することができる根拠を新設した。

ハ. 医薬品表示記載制度の改善(案第65条、第65の2から第65条の4まで、第96条第4号)

医薬品製造・輸入者は、容器、包装などに医薬品名称を記載することが原則だが、カーゼ・生理帯等「薬事法」第2条第7号イ木に該当する医薬品に対しては、名称を記載する義務がなく、品質不適合発生時、迅速な回収等が困難なため、名称記載等を義務化した。

- ニ. 医薬品製造及び品質管理に関する法令の違反時、処罰を強化 (案第 81 条第 1 項、第 81 条の 2、第 95 条の 2)

医薬品製造業者等に業務停止処分に代わって、2 億ウォン以下の過料のみ賦課することができ、不正・不良医薬品製造業者等が 2 億ウォン以上の経済的利益を得る場合、処分の実効性が十分ではないため、売上額の 100 分の 5 以下を過料として賦課することができるように改善し、処罰の実効性を引き上げた。

- ホ. 滞納過料徴収のための関連機関課税情報の提供要請の根拠を新設 (案第 81 条第 3 項)

滞納した過料の徴収のために、税務官署等に課税情報資料を要請した場合、法的根拠不足で、資料確保が困難であるため、滞納した過料徴収のために税務官署等、韓駅間に滞納者の財産事項等、課税情報提供を要請することができ、要請を受けた機関では、特別な事情がない限り応じるようにする法的根拠を新設

- ヘ. 医薬品許可外範囲の安全性・有効性評価制度の新設 (案第 68 条、第 82 条第 2 項第 1 項、第 89 条の 3)

現在、健康保険審査評価院で「国民健康保険法」関連告示により、医薬品許可外範囲使用に対する使用承認可否を決定しているが、食品医薬品安全処で医薬品許可外範囲使用に対する安全性・有効性評価及び事後管理をすることができる法的根拠が不足なため、医薬品の許可外の効能・効果、用法・容量等に対する安全性・有効性評価の手続き及び使用内訳の提出、使用禁止通報等、事後措置をすることができる根拠を設けた。

本立法予告に対する意見聴取期間は、5 月 20 日までとなります。

1-2 2014 年度 国家知識財産施行計画(案)が発表

国家知識財産委員会(2014. 3. 21)

1. 決議主文

- 第1次知識財産基本計画(2012~2016)の「2014年度国家知識財産施行計画(案)」を別紙のように決議する。

2. 提案理由

- 「知識財産基本法」第9条に従い、関係中央行政機関および広域地方自治団体の推進計画を総合して汎部処*的に年度別施行計画を樹立・推進するため。(*部処：日本の省庁に該当)

3. 主な内容

(1) 中央行政機関および地方自治体推進計画の概要

- 19個の関係中央行政機関の推進計画は、総計69個の戦略目標、125個の成果目標および237個の管理課題で構成されている。
- 17個の広域地方自治体の推進計画は、総計110個の戦略目標、257個の成果目標および815個の管理課題で構成されている。

(2) 7 大汎政府 重点推進課題

1 市場の需要に応える知識財産の創出

- (源泉・標準特許の確保) R&D-標準-特許が互いに連携しあうように支援し、国内特許を反映した「国際標準案」が開発されるように支援。
- (ソフトウェア・コンテンツ・ブランド・デザイン創出の拡大) 企業の独自開発が難しい大型のソフトウェア技術確保を支援し、両方向・融合型/3D/UHDコンテンツ* およびコンテンツに基づく技術を支援して、商標・ブランド・デザイン** 創出を支援。

* 3Dコンテンツ製作支援 : 2014年 50億規模

** デザイン専門会社のうち約25社を支援およびデザインビジネス支援センターを開所
- (知識財産の観点から見た研究開発企画の強化) 知識財産の観点から研究機関のR&Dを企画・評価して特許技術動向の調査を拡大し、重複投資を防止。

2 知識財産活用エコシステムを活性化

- (知識財産・技術価値評価および金融市場の適正化) 市場における需要者中心の評価体系* および技術評価のための統合データベース**を構築し、IP金融を拡大***して、IP専門資産運用会社を設立してファンドを造成。

* 標準ガイドラインおよびIP評価モジュールを作成し、評価品質管理制度および準拠情報統合データベースを構築

** 技術保証基金、韓国発明振興会、韓国科学技術情報研究院、韓国産業振興院など

*** 現行の技術保証基金と企業銀行との「知識財産(IP)協約保証」事業を国民銀行な

ど民間銀行へと拡大するなど

- (高収益創出のための知識財産活用体系の高度化) 企業・地域技術移転センター・出えん(研)技術専担組職間の協業を通じて休眠特許の商用化*を推し進め、国家が保有する知識財産情報を体系化して著作権利用体系を高度化**。

* 民間の技術取引機関が中小企業・出えん研究所(TLO)とコンソーシアムを構成(2014年、100億ウォン)

** 著作権情報収集体系の改善、著作権オンライン利用許諾サービスの支援など

- (知識財産産業の基盤育成および活性化) IPインキュベーションプログラムを運営し、中小企業および大学・公共(研)が保有する有望IP・技術研究成果の事業化を支援。

3 知識財産紛争および侵害への対応を多角化

- (国内外における知識財産権の侵害および紛争への対応を強化) 関係部処で知識財産権に係る保護政策協議会を構成・運営し、知識財産侵害への対応・保護執行報告書を発刊して、知識財産侵害に対する捜査力強化および海外での保護体系構築を推進。

- (ソフトウェア・コンテンツ・デザインなど保護体系を先進化) 「ソフトウェア・コンテンツ著作権保護方案」をまとめ、オンラインコンテンツの不法流通を防止して、中小企業の営業秘密など保護基盤を強化。

- (知識財産の権利救済の実効性を向上) 特許訴訟管轄の集中など知識財産権に係る紛争解決制度の先進化のための後続措置を推進し、知識財産権損害賠償額の適正化*のために制度を改善して、代替的紛争解決制度**を活性化。

* 実施料の基準を通常の実施料から合理的実施料へと改正、証拠調査手続きの改善など

** 著作権職権調整制度の導入・運営および産業財産権紛争調整制度の利用活性化など

4 知識財産の公正取引および尊重文化の拡散

- (知識財産の公正取引秩序を確立) 中小企業が保有する知識財産の奪取・流用に対する法執行*を強化し、大企業・中小企業間の自律的技術協力を誘導して、中小企業の技術資料任置金庫の拡充など技術保護能力を強化。

* 「下請取引公正化に関する法律」上の課徴金強化および原則的告発措置

- (職務発明補償および民間協力研究の活性化) 職務発明補償金に対する所得税・非課税の対象を明確にするなど職務発明補償を活性化して、産学研ガイドライン広報など民間協力研究を活性化。
- (知識財産尊重文化の拡散) 国家知識財産ネットワーク (KIPnet) カンファレンスの開催などを通じて知識財産に対する認識を向上させ、正当な補償・利用文化を定着させ、脆弱階層の知識財産に対する合法律的公正利用の機会を拡大。

5 地域の力量および中小・中堅企業支援を強化

- (地域の知識財産企業および政策基盤を強化) 地域知識財産センターの能力を強化し、地域特産品および伝統産業の競争力を確保して、「地域知識財産能力指数」開発など地域に対するオーダーメイド型政策を推進。
- (中小・中堅企業の知識財産能力向上) 中小企業へのオーダーメイド型 IP-R&D 連携戦略を樹立し、知識財産権中心の技術獲得を支援できるよう中小企業統合技術ロードマップを作成して、IPスターおよび輸出有望中小企業を支援。

6 知識財産サービス市場の専門性を向上

- (知識財産の専門家を集中養成) 著作権・放送通信・育種の専門家などの人材を養成し、中小企業の知識財産経営人材など管理要員を養成して、弁護士・弁理士などサービス専門家養成を強化。
- (知識財産サービス業の基盤拡大) IPサービス産業の特殊分類を制定し、サービス専門家の専門性を測定するための能力検証制度を取り入れ、試験認証・事業化専門会社を育成。

7 有望新知識財産の先制的発掘・育成

○ (新品種・生物・在来型資源の先制的発掘・活用) 新品種*の育成能力強化のための投資を拡大し、海洋生命資源など優秀生物資源**を体系的に発掘・活用して、在来型資源の発掘・産業化基盤を構築。

* 野菜育種研究センター、育種技術支援センター、韓国種子研究会を通じての人材養成およびゴールデンシードプロジェクト事業として輸出戦略および収入代替品目を開発

** 次世代型微生物活用技術開発事業(2013～2022年、5億/年)、国家生命研究資源統合情報システム(KOBIS)・国立海洋生物資源館(2014年開館)を運営

○ (有望新知識財産関連制度および規範の作成) 新知識財産法律*の制定・改正によって法令および基本・施行計画をまとめ、パブリシティ権保護のための法的基盤、ビッグデータ・3Dプリンティングなどの保護・活用基盤を整備。

*「植物新品種保護法」、「農水産生命資源法」、「生物の多様性保全および利用に関する法律」、「無形文化遺産の保全および振興に関する法律」など

(3) 財政投資計画 (部署別提出推進計画の基準)

○ 2014年度国家知識財産施行計画推進のための予算投入

- 19の関係中央行政機関が総額2兆6,170億ウォン(2013年対比1,759億ウォン増加)

- 17の広域地方自治体が総額1兆670億ウォン(2013年対比1,569億ウォン増加)

4. 参照事項

○ 関係機関および民間委員からの意見を集約(2013.12月)

○ 関係中央行政機関および地方自治体への送付(2013.12.30)

○ 詳細事項は別紙参照

関係機関の動き

2-1 創造経済の拡大に向け特許庁と傘下機関が足並みをそろえる

韓国特許庁(2014.4.1)

韓国特許庁は、3月31日、政府テジョン庁舎でキム・ヨンミン長官と傘下の6機関*が経営計画書を締結した。

* 韓国発明振興会、韓国特許情報院、韓国知識財産研究院、韓国知識財産保護協会、韓国知識財産戦略院、特許情報振興センター

今回の経営計画書には、傘下の公的機関の競争力向上のため、負債管理及び放漫経営の改善に向けた経営正常化計画だけでなく、知的財産権金融の活性化、知的財産情報DBの民間提供拡大など、創造経済を牽引するため国民が体感できる成果創出計画が盛り込まれている。

参加機関の正常化計画には、経営合理化に向けた財務健全性の確保及び福利厚生費制度の見直しなど、経営改善の取組みなどが盛り込まれている。

特に、知的財産基盤の創造経済の拡大に向けた創意的なアイデアの保護、知的財産の活用のための金融及び事業化支援、雇用創出のための需要者に合わせた知的財産情報提供政策などが盛り込まれ、国民の暮らしの中でこうした政策が実感できるよう、現場中心の政策を執行することを決めた。

これと関連し、締結式に参加した傘下機関長らは、現場で実感できる成果を創出するため、コミュニケーションと協力を強化する一方、公共機関の正常化の推進及び創造経済の拡大に向けた経営計画の履行を差し支えなく、最善を尽くして推進することを約束した。

キム・ヨンミン長官は、参加機関長らの経営計画内容は、機関に与えられた重要課題であり、国民との約束であり、負債及び放漫経営の改善計画の履行だけでなく、国民が実感できる目に見える成果の創出のため、一層積極的な実戦の姿勢を示してほしいと、各機関長に呼びかけた。

これから特許庁は、毎年、経営計画書を締結し、経営計画の締結に基づいた機関別の正常化履行の実績及び国民サービスの向上程度を毎月、参加機関の協議会を通じて点検し、機関評価に反映するなど、経営計画がスムーズに推進されるよう励ます計画だ。

2-2 KIPO、国際デザイン出願に関するヘーグ協定の加入書を寄託

韓国特許庁(2014.4.2)

韓国特許庁は、3月31日、ジュネーブの世界知的所有権機関(WIPO)本部にて、フランススガリー(Francis Gurry)事務局長と「産業デザインの国際登録に関するヘーグ協定

(1999年ジュネーブ改正協定)*」の加入式を開き、7月1日から国際デザイン出願制度を開始すると発表した。

* 正式な名称：意匠の国際登録に関するヘーグ協定のジュネーブ改正協定(Geneva Act of the Hague Agreement Concerning the International Registration of Industrial Designs)。「新ヘーグ協定」または、「ジュネーブ改正協定」ともいう。

ヘーグ協定とは、1回の出願で諸国にデザイン登録を可能としたデザインの国際登録に関する条約だ。今回、韓国の加入により、国際デザイン出願制度の活性化が期待されているため、WIPOも韓国の加入を大いに歓迎している。

WIPOのエドワードクワクワ(Edward Kwakwa)法務室長は、「韓国は、知財権の大国(big fish)であるだけに、新ヘーグ協定の加入がほかの主要国の協定加入を促すことに貢献すると期待している」と述べた。

従前の国際デザイン出願制度は、国内法上、新規性などの登録要件に関する事前審査がない欧州国中心に運営されていたが、今回の新ヘーグ協定では、登録要件について事前審査を行う国もこの制度を活用できるようになる。

特に、デザイン多出願国である米国(3万件)や日本(3万件)は、事前審査制度を有しているため、この協定にはまだ加入していない状況だ。多出願国でありながら審査制度を運営している韓国(6万件)が先に加入することで、2国の加入を促し早期加入が実現できると期待されている。

*世界の出願の全体(92万件)において、中国(66万件)、韓国(6万件)、米国(3万件)、日本(3万件)の4カ国の出願が全体の85%を占めている(欧州は6万件で約7%)。

実際に、米国・日本・中国は、ヘーグ協定の加入に向けて国内立法を準備しており、この制度を通じてデザイン多出願国に対する国際出願が可能になると見込まれている。

* 国内外におけるデザイン出願件数(WIPO)

・ 内国人による国際デザイン出願(2012)：(2010)4,438件→(2011)5,028件→(2012)7,870件

・ 外国人による国内デザイン出願(2012)：(2010)3,835件→(2011)4,271件→(2012)4,602件

商標デザイン審査局のパク・ソンジュン局長は、「韓国の加入により、世界をカバーする国際デザイン出願制度としてのヘーグ協定の定着に貢献できればと思う。3月に再選が確定されたフランシスガリー事務局長とのパートナー関係をさらに強固にするきっかけになることを祈念する」と述べた。

韓国特許庁(2014.4.3)

韓国特許庁は、4月2日、テジョンの政府庁舎において、「2014年特許戦略支援団の結団式」を開催した。この日の結団式には、特許戦略支援団に参加する審査官をはじめ、産学研の知的財産関連事業の遂行機関の担当者など約150人が参加した。

特許戦略支援団は、昨年の試行実施に続いて今年に本格スタートし、知的財産権と技術専門性を全て保有した約110人の審査官が参加して知財権中心の特許獲得戦略の支援、発明インタビュー事業など、中小企業の知財権の競争力向上事業を支援する。また、中小企業・大学・公的研究機関などの特許創出と保護、活用が必要な現場を直接訪問して諮問する役割も果たす。

最近、グローバルに特許係争が頻発し、強い知財権確保の競争が激しくなっているものの、中小企業では、何よりも専門人材の不足により、効果的な対応に限界があった。そのため、博士など最高の人材で構成された特許審査官が中小企業の支援事業に参加して技術開発、特許戦略の諮問などを支援することになった。

特許戦略支援団の活動を通じて企業は、最高の専門家とともにコア特許の確保、活用戦略の確立などが推進でき、参加する審査官も産業現場の政策的な需要や技術関連の最新の動向も習得でき、相互ウィンウィンの効果が期待されている。

昨年、特許戦略支援団としてキャンパス特許戦略ユニバーシアード(CPU)事業に参加したコンピュータシステム審査課のキョン・ヨンジョン審査官は、「大会に参加した学生のアイデアの評価やメンタリングを通じて、自分の特許審査と技術専門性が学生に役立つことにやり甲斐を感じた」と支援団の活動を高く評価した。

キム・ヨンミン長官は、「特許戦略支援団は、専門人材は不足している中小企業に力となり、産業現場において企業が問題と感じている事項を直接体験して政策アイデアも見つける非常に大きな意味のある事業だ」と説明し、「これからもこの支援団の運営を継続し、支援の対象と活動の範囲もより拡大していく」と述べた。

2-4 2014年第1四半期における知的財産権の動向

韓国特許庁(2014.4.3)

□出願動向

○2014年第1四半期の知的財産権全体の出願件数は102,174件と、前年同期比6.2%増加

- 権利別では、特許、実用新案、商標がそれぞれ8.5%、10.8%、6.6%増加したが、デザインは1.4%減少

*実用新案の場合、先登録制度、二重出願制度の廃止などにより減少基調が続いたが、2014年第1四半期には増加基調に転換

○ 知的財産権の全体出願件数における内国・外国人別の比較では、内国人は 7.2%増加、外国人は 0.6%増加

* 特許の場合、内国人の出願は 11.0%増加、外国人は 0.8%増加し、デザインの場合、内国人の出願は 1.9%減少したのに対し、外国人の出願は 7.4%増加

- 内国人を地域別に区分すると、全羅南道、大邱、忠清南道地域における出願がそれぞれ 21.1%、15.3%、14.2%増加して高い増加率を示した。

- 外国人の出願を国別に分析すると、中国と米国が 39.4%、14.9%とかなり増加し、日本とドイツは 10.5%、7.8%減少した。

○ 出願人別では、公共機関の特許・実用新案の出願が前年同期比 10.3%、大学 17.2%増加し、企業の特許出願が増加しているなか、大手企業(9.1%)、中堅企業(3.7%)の出願増加率より中小企業の特許出願増加率(13.3%)がより高くなった。

- 特許・実用新案の多出願した内国人順位では、サムスン電子が 1765 件を出願して 1 位となり、韓国電子通信研究院、LG 電子、サムスンディスプレイ、LG イノテックがランクされた。

□ 登録動向

○ 2014 年の第 1 四半期における知的財産権の登録件数は 71,273 件と、前年同期に比べて 5.2%増加

- 権利別では、特許、商標、デザイン登録件数がそれぞれ 5.3%、4.9%、8.9%増加したのに対し、実用新案は 18.9%減少

○ 内・外国人別では、内国人が 6.4%増加し、外国人は 0.6%増加

* 特許登録は、内国人の登録が 6.2%、外国人登録が 2.9%増加

- 地域別では、蔚山と江原道の登録件数がそれぞれ 35.0%、27.6%増加するなど、大半の地域で増加

- 外国人の登録件数を国別に分析すると、イギリス(60%)、台湾(52.2%)、中国(19.6%)の登録件数が大きく増加したのに対し、日本の場合、第 1 四半期における国別の登録件数では 1 位となったが、知的財産の全体登録件数(4,479 件)は、前年同期比 8.5%減少

○ 権利者別の特許登録は、大学が 13.6%と最も増加率が高くなり、大手企業、中堅企業、中小企業がそれぞれ 5.8%、5.1%、5.7%と、偏差は大きくなかった。

- 特許・実用新案の多登録企業は、サムスン電子が 974 件と 1 位になり、前年同期比

47.8%と最も高い増加率を示した。その後につき、ポスコ、LG 電子、現代自動車、LG ディ스플레이が名乗りをあげた。

□ 審査及び審判の動向

○ 第 1 四半期における特許審査請求件数は 30,405 件と、前年同期比の特許審査請求件数である 35,786 件より 15%減少

- PCT 国際調査の申請件数は 6,929 件と、前年同期比 1%減少

○ 知的財産権の審判請求全体件数は 2,871 件と前年同期比 12.5%減少し、審判処理件数は 3,142 件と前年同期比 16.2%減少

- 権利別の審判請求件数では、特許 1,725 件、商標 937 件と、前年同期比それぞれ 20.0%、0.1%減少し、デザインは 144 件と 41.2%増加した。

2-5 農林畜産食品部と韓国特許庁が了解覚書を締結

韓国特許庁(2014.4.4)

□ 農林畜産食品部と韓国特許庁は、2014 年 4 月 3 日、セジョン市の政府庁舎において、「種子など農食品分野の知的財産権の創出・活用に関する了解覚書(MOU)」を締結した。

○ 資本及び品種開発の能力が比較的到低い韓国の種子メーカーがグローバル企業と厳しい競争にさらされている状況を解決するため、政府は、種子産業を先端生命工学と融合した未来の成長エンジン産業として育成することを目標に掲げ、ゴールデンシードプロジェクトを推進している。

* 種子産業の世界市場規模は約 450 億ドル(約 48 兆ウォン)と、毎年 5%成長、世界種子市場の 70%をモンサント、シンジェンタなどのグローバル企業が独占

* ゴールデンシードプロジェクト:金以上の価値を有する高付加価値種子を開発し、2021 年までに世界 10 大種子大国を目指して 10 年間(2012~2021)、約 5000 億ウォンを投資

○ 高付加価値の種子開発に向けた「ゴールデンシードプロジェクト」と、農業の新成長エンジン創出に向けた「50 大革新技术分野」を中心に国家研究開発段階から知的財産の確保段階にいたるまで、包括的な業務協力の強化を図るため、農林畜産食品部と韓国特許庁がタッグを組んだ。

□ 両省庁は、こうした協力が種子などの農業関連業界が体験できる「現場問題解決型」事業になるよう、幅広い実務協議を通じて具体的な協力策を設けた。

○ 主な協力事業としては、

①種子分野の知財権利化及びトラブルの解決を支援

- 特許権と品種保護権制度の調和及び審査協力
- 種子分野の知財権コンサルタント・トラブル解決支援のための「種子の知的財産共同対応ネットワーク」を運営、
- 特許情報・品種保護情報の共有などに向け、農林畜産食品部・国立種子院と韓国特許庁間の政策協力を強化

②農食品分野の知財-R&D 連携事業を支援

- R&D 現場に「特許戦略の専門家」を派遣し、収益が得られる知財権を確保できるよう、個別ニーズに合わせた特許獲得(知財-R&D)戦略の確立を支援
- 知財-R&D 連携に向け農林水産食品技術企画評価院と韓国知識財産戦略院の間で協力強化など

③農食品分野の知財の事業化を支援

- 知財価値評価、知財金融、知財取引・事業化の支援に向けた農業技術実用化財団と韓国発明振興会の間で協力強化など

□ この日農食品部の長官は、「種子の知的財産権創出の能力強化と、R&D 事業家の促進に向けた両省庁間の協力が種子の主権確保と、農業競争力の強化に大きな力になる」と述べ、韓国特許庁長官は、「戦略的な知的財産確保が種子など、農食品産業発展の第一歩になる」とコメントした。

□ 一方、国内の種子産業のフロントランナーとして、グローバル種子専門企業への成長を目標に取り組んでいる(株)農友バイオの R&D 本部長は、「両省庁間の包括的な協力が国内の種子企業の研究開発と知的財産の競争力向上を後押しし、韓国で開発した「黄金の種」が世界舞台で花咲かせることに貢献するだろう」と期待を示した。

2-6 KIPRIS から海外デザイン情報を新規提供

韓国特許庁(2014. 4. 9)

韓国特許庁は、韓国のデザイン産業の競争力向上を後押しするため、無料検索サービスキプリス(www.kipris.or.kr)を通じて 4 月から米国、日本、世界知的所有権機関(WIPO)の海外デザイン情報を新規提供する。

国内のデザイン情報に限られていたキプリスにおけるデザイン分野の検索サービスが、これからは、海外デザインにまで拡大する予定で、米国のデザイン 49 万件、日本の 230 万件、WIPO の 1 万件と、約 280 万件が新規提供される。

デザイン振興院と中央銀行に当たる韓国銀行などの報告書によると、デザインは、投資に比べ売上げ増大の効果が高く、雇用創出の面でも韓国の代表産業とされる自動車・半導体より高いという。

また、製造業中心の成長方式では所得 4 万ドル時代の達成が難しい状況で、ほかの業種と融合して製品やサービスの付加価値を画期的に高めることを通じて、デザインは、潜在成長率 4%を実現させる創造経済の中心的なエンジンとして浮上している。

*投資比の売上げ増大効果(デザイン振興院、2010)：デザイン 14.4 倍、技術 R&D5 倍

*就業誘発係数(名/10 億ウォン、2010、韓国銀行)：デザイン 16、自動車 7.9、半導体 4.8

最近、長方形の丸い角タイプのスマートフォンデザインに関連したサムスンとアップルの訴訟から示されたように、デザインは、企業の存続を左右するほど重要な経営要素として位置づけられており、デザインの重要性を認識した大手企業は、グローバルトップブランドとして飛躍するためにデザイン経営を掲げてデザイン開発に本腰を入れている。また、新規ブランドのデザインやブランド開発のときには国内外のデザインを検索するなど、事前調査に力を入れている。

中小企業の場合、デザイン投資に対する成果の大きさに比べ、コストや人手不足などの問題でデザイン関連の情報を入手・分析に限界があったが、今回の支援を通じて、差別化されたデザインを融合した製品開発、新しい付加価値を創出することに大きく貢献すると期待されている。

これからも韓国特許庁は、海外の特許庁と協力を強化して OHIM(欧州共同体商標庁)、中国など、より多くの海外デザイン情報が韓国企業に提供できるよう取組んでいく計画だ。

情報顧客支援局のチェ・キュファン局長は、「海外デザイン情報の積極的な開示・共有及びデザイン検索の利便性の向上を通じて強いデザインの創出など、企業のデザイン経営強化に向け持続的に支援していく考えだ」と述べた。

参考資料

特許情報ネット「KIPRIS」サービスの概要

□サービス概要

○ 特許庁が有している国内外の知的財産権関連の全ての情報を DB として構築し、一般人がネットから無料で検索・閲覧できる特許情報検索サービス

□データ提供の現状

	国内			海外		
	特許	デザイン	商標	海外特許	海外デザイン	海外商標

件数	6,746,015	803,184	2,842,957	43,145,094	2,850,083	10,805,193
----	-----------	---------	-----------	------------	-----------	------------

* 2014年4月4日現在、海外デザイン検索サービスは提供していないが4月7日から提供予定

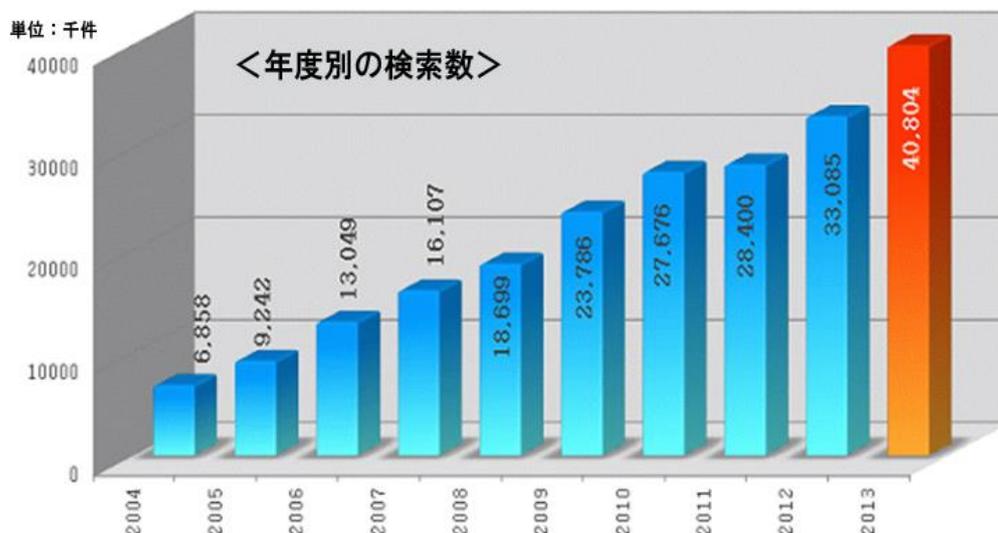
* 審決文、KPA、非特許文献、アイデア情報など、様々な知的財産情報もサービス提供中

海外デザインの詳細な提供範囲

国家	提供範囲		件数
米国	出願日付	1989.09.22 ~ 2013.07.26	245,272 件
	公告日付	1996.08.27 ~ 2013.10.29	245,272 件
日本	公告日付	2000.01.11 ~ 2013.09.09	413,399 件
	出願日付	1965.09.24 ~ 2013.05.17	1,311,632 件
	登録日付	1971.02.02 ~ 2013.08.09	619,668 件
WIPO	登録日付	1999.02.11 ~ 2004.08.24	14,840 件
合計			2,850,083 件

利用現状

〈KIPRIS 利用現状(2013年12月末ベース 4千万件以上検索)



*2014年1月～3月の間の月平均の検索件数は3,477,106件

2-7 「2013年国家特許戦略の青写真に関する最終報告書」が発刊

韓国特許庁(2014.4.11)

韓国特許庁は、産業の融合、素材、エネルギー資源、環境気象の4大産業分野を対象に未来有望技術を選定し、その具体的な特許獲得戦略を示す「2013年国家特許戦略の青写真に関する最終報告書」が発刊されたと発表した。

今回の報告書は、2012年の3大産業分野(バイオ・ロボット・移動通信)の報告書に続き2番目に発刊され、多様な産業につながる産業の融合、全ての産業の基盤となる素材、国家基盤産業となるエネルギー・資源及び世界的に関心が高まっている環境・気象分野の特許戦略の青写真であることで、より大きな意味合いを持つ。

最終報告書は、4大産業分野別の「総合報告書」と、「知財戦略報告書」で構成されている。「総合報告書」は、産業分野別のグローバル特許データに基づいた技術体制、マクロ的な動向、有効特許の分析などを通じた浮上性分析、有望技術の発掘の結果及びその特許確保戦略に構成されている。

「知財戦略報告書」は、上記の産業分野別の100大コア技術を詳しく分析した特許分析報告書として、各コア技術の最近の成長度、技術発展のパターン、最近の研究開発が集中、または空白となっている領域、最近新概念が登場した要素技術、主な先導企業の集中投資分野、特許障壁の形成程度及びオリジナル・基盤特許の確保可能性などを検討し、有望な要素技術及びR&D課題の候補を提案する。

国家特許戦略の青写真事業は、オリジナル・基盤特許を先に占められそうなスタート段階の新技术を探り、研究者に提供するために企画された事業として、全産業分野を18

に分け、2012年から毎年3～5の産業分野ずつ大規模な特許分析を行い、2015年をめぐりに全産業分野の特許戦略青写真を構築する計画だ。

産業財産政策課のキム・ヨンソン課長は、「特許の見方から導き出された有望な未来技術にR&D能力を集中すれば、質の高い特許成果が創出でき、国のR&D投資効率性が大きく高まるだろう」と述べた。

今回の報告書は、R&Dを遂行する各省庁、政府のシンクタンク、産業分野別の関連業界などに提供され、国の研究開発の現場で活用される予定であり、民間企業と大学、研究所などに申請すれば見ることができる。

報告書の申し込みは、韓国特許庁(www.kipo.go.kr)と韓国知識財産戦略院(www.kipsi.re.kr)の広告文に案内しており、より詳しい内容については、韓国知識財産戦略院(02-3287-4225)で受け付けを行っている。

2-8 KIPO、2014年上半期の商標政策動向セミナーを開催

韓国特許庁(2014.4.14)

韓国特許庁は、4月14日、午後2時にソウルの韓国科学技術会館において、韓国商標・デザイン協会とともに「創造経済時代における商標審査政策の動向」をテーマにした2014年上半期の商標政策動向セミナーを開催する。

今回のセミナーは、韓国特許庁が公正な商標秩序の確立のために2013年9月から現在まで推進してきた「商標・デザイン品質向上推進戦略」の成果と課題を見直すために設けられ、特に、商標を使用せず、商標を先に登録して訴訟などのトラブルをもたらし、個人の利得を得ようとする商標ブローカーに積極的に対応しようとする韓国特許庁の意志を確認することにセミナーの意義がある。

今回のセミナーでは、韓国特許庁が2013年9月に発表した「商標・デザイン審査の品質向上に関する推進戦略」の主な内容となった識別力及び誠実表示的な商標の識別力の認定要件の緩和などポジティブ審査を強化して得られた成果と、他人のアイデアが反映されている商標を先に登録したり模倣した商標の出願を根絶するために行った取り組みの結果などを紹介し、1990年以後23年ぶりに推進される商標法全部改正案の主な改正事項を紹介する。

全部改正(案)の主な改正内容は、商標権を利用して不当な利益を得ようとする商標ブローカーの根絶、先願主義の問題点のフォローアップ、真意誠実の原則に反する権利の獲得を防止するなど、不正な商標権の登録及び行使を阻止する一方、正当な権利者をより厚く保護して商標秩序を回復させるために設けられた。

最後に、商標出願時の商標の権利範囲を決定する現行の商品審査の方向と商品の分類及び審査基準を説明し、実際に審査官と分類担当者の商品競技審査の手続きと事例を紹介することで、商標出願に役立つ商品指定の範囲などのガイドラインを提供する。

セミナーは、商標デザイン審査局のパク・ソンジュン局長を挨拶を皮切りに、▲商標

審査品質向上政策(カン・キョンホ課長)、▲商標法及び商標審査基準の改正事項(ソン・ホジン事務官)、▲商品分類整備及び商品審査の方向(イ・ヒョンウォン事務官)について発表を行い、参加者の質疑応答の順で進められる。

セミナーの資料は現場で配布する予定で、その他は特許庁商標審査政策課(042-481-5377)で問い合わせしている。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 ノキア、迂回訴訟戦略でパテントトロールに変身

電子新聞(2014.4.8)

スマートフォン市場での巻き返しが難しくなったノキアの切り札が出た。スマートフォン製造から手を引き、迂回戦略を通じた攻撃的なパテントトロール(NPE)に変身するという戦略だ。

特許分析専門企業の廣開土研究所が分析した「ノキア、超強力な NPE 変身戦略」によると、ノキアが直接提起した特許訴訟は、2012年6件に大きく増えた後2013年には1件に急減した。

一方、ノキアが出願した特許を利用した訴訟は、逆に2013年に13件に増えた。これは、ノキアが出願して保有していた特許が直接、または諸経路で特許管理会社に譲渡され、これを活用した訴訟が急増したことを意味する。

同研究所のカン・ミンス代表は、「ノキアが特許の迂回戦略(Patent Privateering Strategy)を取っている。本社ではなく、第3者を通じて競合会社を攻撃することで収益化を図っている」を説明した。

ノキアの特許攻勢は、2013年を機に、全方位的に行われている。ノキアが出願した特許による訴訟は計29件で、全て特許管理会社が介入している。

ノキアキャピタル(Nokia Capital)が保有していた28件の特許は、現在、ノキアと密接しているNPEと推定されるモバイルメディアアイデアーズ(MobileMedia Ideas)に譲渡されている。モバイルメディアアイデアーズは、譲渡された特許でアップルに1件、HTCに2件、リム(Research in Motion)に2件の訴訟を提起した。

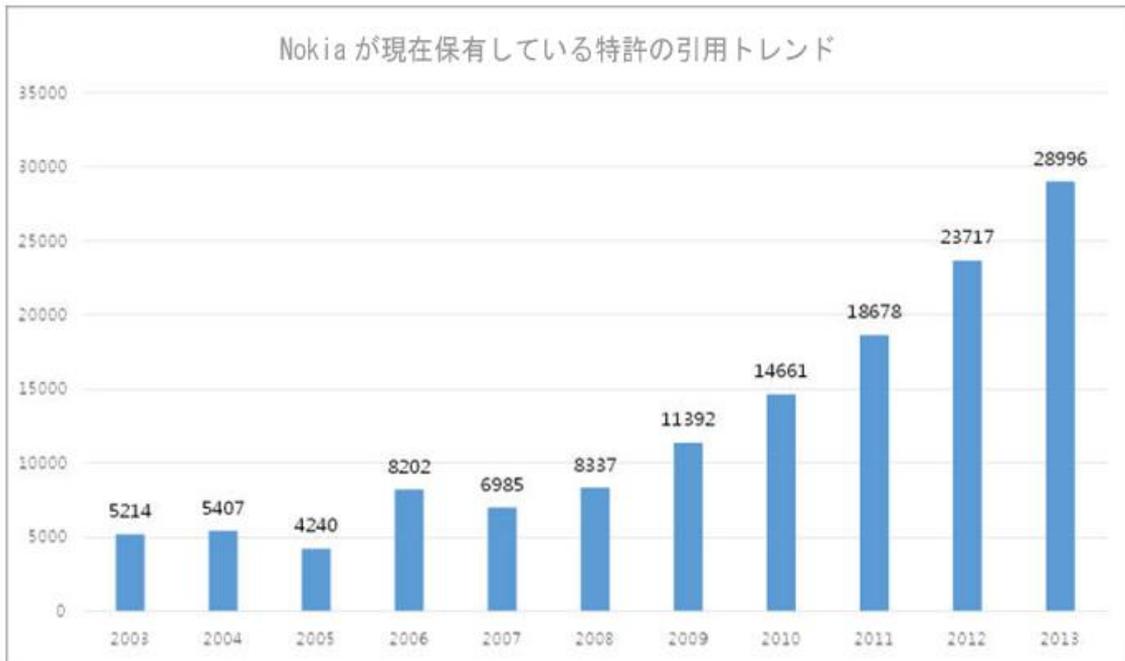
ノキアがパテントトロールの本能を露にしたとすれば、グローバルITメーカーを巻き込んだ広範囲な訴訟合戦が繰り広げられる可能性もある。

ノキアが現在保有している特許引用の回数が、ここ5年間急増しており、クアルコム、シスコ、インテルなどのグローバル企業だけでなく、韓国のサムスン電子とLG電子も引用が急増しているためだ。

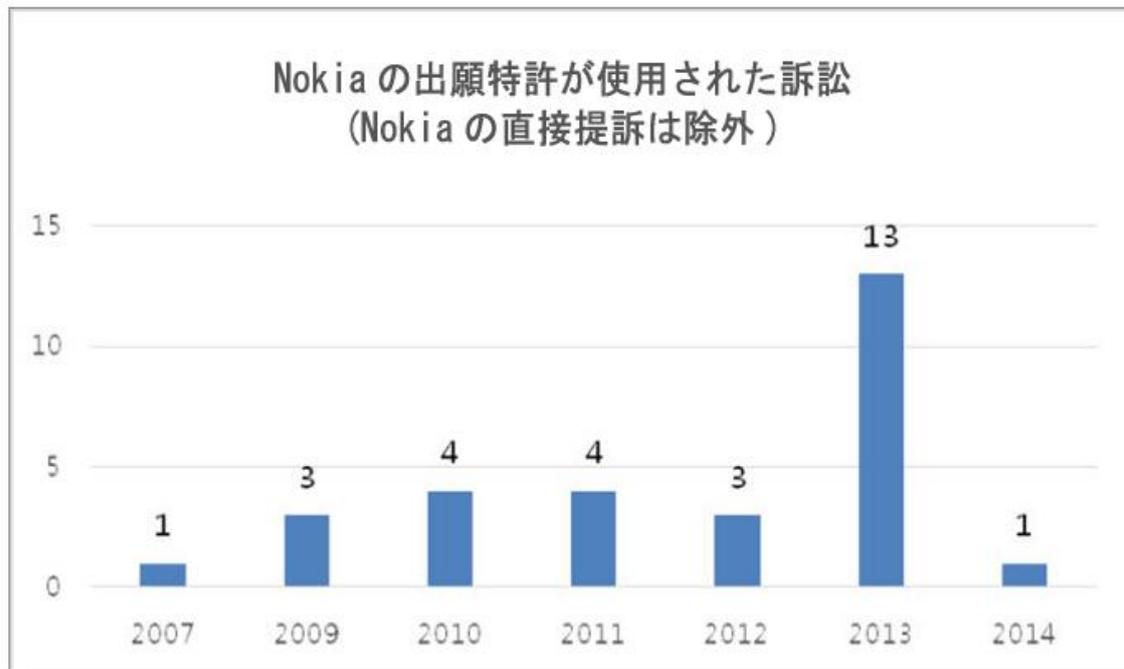
これは、ノキアが保有した特許ポートフォリオにロイヤルティを支払うか、ライセン

ス対象者はノキアの特許の獲物になる可能性が高いことを意味する。

カン代表は、「ノキアが超強力な特許管理会社に変身するのは避けられない。直接の特許訴訟よりは、ノキア特許が第3者に譲渡される事例を持続的なモニタリングが必要な時だ」と指摘した。



訴訟の原告 (ノキアが出願した特許を譲渡され訴訟に使用)	2007	2009	2010	2011	2012	2013	2014	総合 計
CELLULAR COMMUNICATIONS EQUIPMENT						9	1	10
MOBILEMEDIA IDEAS			3	2		1		7
WI-LAN	1	2	1	1				6
INTELLECTUAL VENTURES					1	2		3
COMCAST CABLE COMMUNICATIONS COMCAST CABLE HOLDINGS TVWORKS					1			1
CORE WIRELESS LICENSING					1			1
VRINGO INFRASTRUCTURE						1		1
合計	1	3	4	4	3	13	1	29



デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 技術評価を民間主導で取組む

電子新聞(2014.4.10)

政府主導の技術価値評価を金融界などの民間企業が中心となって取り組むことになる。保証用の技術評価ではなく、取引や投資を目的とした価値評価の活性化を狙う。

国家知識財産委員会は、10日、青瓦台で開かれた国家科学技術者諮問会議においてこのような内容を骨子とする「市場先導の開放型技術価値評価の活性化策」を報告、確定した。

これに基づき、関係省庁が連携して知的財産評価のための基本的な技術評価システムを上半期内に構築する。産業通商資源部と未来創造科学部、金融委員会、特許庁などが参加する。

まず、産業部は、需要者のニーズに合わせ、公共技術の価値評価インフラを構築する。未来部は、公共の研究の成果に対する価値評価の協業体制を構築し、簡易の評価システムを設けて民間に普及させるという。

金融委は、金融界内部の技術評価のため、技術データベース(DB)と実取引・評価事例情報を構築する。特許庁は、知財基盤の投資と取引を支援するため、知財担保貸出しを民間の銀行にまで拡大する一方、知的財産の回収システムを設けることにした。

評価と金融の間の緊密な連携を図るため、省庁間の協力案も模索する。

こうしたインフラに基づき、短期的には公共評価と金融界の協業体制を構築した後、市場による価値評価と金融支援を実現する戦略だ。市場による価値評価体制が本格的に動き出せば、知財が市場で活発に取引され、事業化できるという見込みだ。

政府は、評価体制が早期に定着できるよう、金融界の内部評価能力を強化させ、それに対するインセンティブも高めることとした。

国家知識財産委員会のコ・キソク団長は、「市場に配慮した評価体制を早急に評価機関、金融機関に拡大適用させることが重要だ。政府が基本インフラとなる評価システムを整え、金融界が技術専門性と自らの評価能力を強化できるよう、支援策も拡大する計画だ」と述べた。

<キム・スンギョ記者><パク・ジョンウン記者>

5-2 KEIT、コア素材技術の特許動向調査を実施

電子新聞(2014.4.13)

韓国産業技術評価管理院(KEIT)は、戦略的なコア素材技術開発事業の基盤構築として特許動向調査を実施すると13日発表した。

今回の調査は、2014年度の戦略的なコア素材技術開発事業と関連する国内外の特許情報を把握し、競争力のある研究開発(R&D)課題を発掘するために行われる。優秀特許を創出する一方、課題企画段階における研究の重複の回避を狙う。

主な調査内容は、△国内外の技術開発活動の現状、△細部技術別の特許出願増加率及びシェア率の分析、△知的財産ヒストリー分析、△主な障壁特許の類似度及び権利分析、△知財権利確保の可能性分析などだ。

KEITは、今月末に特許動向調査業務を遂行する会社を選定し、事業を進める計画だ。

<イ・ホジュン記者>

5-3 LGD、257件の特許所有権を無償で移転

デジタルタイムズ(2014.4.14)

LGディスプレイは、14日、韓国産業技術振興院(KIAT)とともに、技術シェアプロジェクトを実施すると発表した。

技術シェアプロジェクトは、大手企業・公的研究機関・大学が保有している特許技術を中小・中堅企業に無償で移転することにより、関連技術の事業化を促進する一方、中小企業の技術競争力の強化を図る制度だ。韓国産業技術振興院の技術シェアプロジェクトは、昨年 ETRI (韓国電子通信研究院) と SK ハイニックスに続き今回が 3 回目だ。

LG ディ스플레이は、国内特許 141 件と海外特許 116 件など計 257 件の特許を KIAT に委託し、所有権を無償で譲渡する。譲渡の対象となる技術は、最近 6 年以内に登録された優秀なファミリー特許で、合着設備、検査設備、洗浄設備など、ディスプレイ設備分野の技術が大勢含まれていると同社は説明した。

LG ディ스플레이関係者は「最近の 3 年以内に登録されたもので、直ちに商用化ができる国内及び海外ファミリー特許も約 70 件含まれ、海外進出を目指す中小・中堅企業の技術事業化に貢献するだろう」と説明した。

今回の技術シェアを委託運営する KIAT は、来月 9 日にまで需要企業を募集する。企業から提出してもらった特許活用計画書をベースに、技術力や事業化能力などを重点的に検討して候補企業を選ぶ。最終企業は、LG ディ스플레이が確定する。技術シェアの対象となる特許リスクや技術の詳細な説明は、KIAT のホームページ (www.kiat.or.kr) と国家技術事業化情報網 (www.ntb.kr) で確認できる。

KIAT は、「創造経済の実現において、技術シェアが代表的な大手・中小企業の相互成長協力プログラムとして定着できるよう、技術指導など、様々なフォローアップを設ける予定」だと説明した。KIAT は、技術信託、寄付滞納、技術シェア制度を通じて供給を受けた未活用技術を技術銀行の技術プールとして構築し、成長の可能性が高い中小中堅企業が活用できるよう支援する計画だと述べた。

<カン・ヒジョン記者>

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。
お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム